銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

2~4 (略) 2~5 (略) 3~5 (略) 3)5 (略) 3)6 ((金銭債権等と預金等との誤認防止)三〜六 (略)	取り扱う預金等に係る手数料の明示 下この条から第十三条の六までにおいて同じ。)の金利の明示	主要な預金等(法第十二条の二第一項に規定する預金等をいう。以第十三条の三 (略) 第(預金者等に対する情報の提供)	改 正 案
2~4(略)	(金銭債権等と預金等との誤認防止)三~六 (略)	で取り扱う預金等に係る手数料)の一覧表の掲示又は備置き、一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	一(主要な預金等(法第十二条の二第一項に規定する預金等をいう。以第十三条の三((略)(預金者等に対する情報の提供)	現

(銀行と他の者との誤認防止)

第十三条の六の二 銀行は、 電気通信回線に接続している情報処理の用に

新設)

者を誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない 供する機器を利用してその業務を営む場合には、 顧客が当該銀行と他の

(社内規則等)

第十三条の七 銀行は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識

の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置へ書面の交付その他 経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他

の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明を含む。)に

条において同じ。)を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当 関する社内規則等(社内規則その他これに準ずるものをいう。以下この

該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しな

(社内規則等)

第十三条の七 銀行は、その営む業務の内容に応じ、顧客の知識、 び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全か 経験及

つ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な

方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明を含む。) に関する社

て同じ。)を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規 内規則等(社内規則その他これに準ずるものをいう。以下この条におい

則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければな

らない。

ければならない。

長期信用銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十三号)

(新設)	第十二条の四の二(長期信用銀行は、電気通信回線に接続している情報処(長期信用銀行と他の者との誤認防止)
2 · 3 (略)	2 · 3 (略)
ければならない。	ための説明を行わなければならない。
他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わな	し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止する
客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その	務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対
第十二条の三(長期信用銀行は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、顧	第十二条の三 長期信用銀行は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業
(金銭債権等と預金等との誤認防止)	(金銭債権等と預金等との誤認防止)
三个六(略)	三~六(略)
で取り扱う預金等に係る手数料)の一覧表の掲示又は備置き	
二 営業所内への手数料(無人の営業所にあつては、当該無人の営業所	二 取り扱う預金等に係る手数料の明示
の掲示	
。以下この条から第十二条の四までにおいて同じ。)の金利の店頭で	。以下この条から第十二条の四までにおいて同じ。)の金利の明示
一 主要な預金等 (銀行法第十二条の二第一項に規定する預金等をいう	主要な預金等(銀行法第十二条の二第一項に規定する預金等をいう
第十二条 (略)	第十二条 (略)
(預金者等に対する情報の提供)	(預金者等に対する情報の提供)
現	改正案

理の用に供する機器を利用してその業務を営む場合には、顧客が当該長

なければならない。期信用銀行と他の者を誤認することを防止するための適切な措置を講じ

(社内規則等)

整備しなければならない。 整備しなければならない。 との当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制をの他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための措置(書面の交の他の当該社内規則等に基づいて業務が運営を確保するための措置(書面の交の他の当該社内規則等に基づいて業務の運営を確保するための措置(書面の交の他の当該社内規則等に基づいて業務の運営を確保するための措置(書面の交の他の当該社内規則等に基づいて業務が運営を確保するための措置(書面の交の他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(社内規則等)

第十二条の五 長期信用銀行は、その営む業務の内容に応じ、顧客の知識第十二条の五 長期信用銀行は、その営む業務の内容に応じ、顧客の知識

信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)

(金銭債権等と預金等との誤認を防止するための説明を行わなければない。 (新設) (新設) (新設)	(金銭債権等と預金等との誤認防止) (金銭債権等と預金等との誤認防止) (金銭債権等と預金等との誤認防止) (金銭債権等と預金等との誤認防止) (金銭債権等と預金等との誤認防止) (金庫と他の者との誤認防止) (金庫と他の者との誤認防止) (金庫と他の者との誤認防止)
第十五条の三 年	リ 六 要 の 者 扱 ま 3 等 に う に

者を誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない

(内部規則等)

内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなけ、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の当該条において同じ。)を定めるとともに、職員に対する説明を含む。)に別する内部規則等(内部規則その他これに準ずるものをいう。以下この条において同じ。)を定めるとともに、職員に対する説明を含む。)に別する所のでは、後職及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他第十五条の七 金庫は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識

(内部規則等)

等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切なが財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の適切な第十五条の七 金庫は、その営む業務の内容に応じ、顧客の知識、経験及第十五条の七 金庫は、その営む業務の内容に応じ、顧客の知識、経験及

ない。

ればならない

協同組合による金融事業に関する法律施行規則(平成五年大蔵省令第十号)

改正案	現
(預金者等に対する情報の提供)	(預金者等に対する情報の提供)
第五条の七(略)	第五条の七(略)
一 主要な預金又は定期積金(以下「預金等」という。以下同じ。)の	主要な預金又は定期積金(以下「預金等」という。以下同じ。)の
金利の明示	金利の店頭での掲示
二 取り扱う預金等に係る手数料の明示	二 事務所内への手数料(無人の事務所にあっては、当該無人の事務所
	で取り扱う預金等に係る手数料)の一覧表の掲示又は備置き
三〜六(略)	三个六(略)
(金銭債権等と預金等との誤認防止)	(金銭債権等と預金等との誤認防止)
第五条の八 信用協同組合等は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業	第五条の八(信用協同組合等は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、顧
務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対	客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その
し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止する	他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わな
ための説明を行わなければならない。	ければならない。
一~三(略)	(略)
2・3 (略)	2・3 (略)
言用協同且全等と、電気通言可象に接続合等と他の者との誤認防止)	C 折安)
理の用に供する機器を利用してその業務を営む場合には、顧客が当該信	(新設)

じなければならない

(内部規則等)

付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明を含明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説第五条の十 信用協同組合等は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧

以下この条において同じ。)を定めるとともに、従業員に対する研修そむ。)に関する内部規則等(内部規則その他これに準ずるものをいう。

の他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を

整備しなければならない。

(内部規則等)

該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなの健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他系経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他第五条の十 信用協同組合等は、その営む業務の内容に応じ、顧客の知識

ければならない。

労働金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第一号)

改正案	現
(預金者等に対する情報の提供)	(預金者等に対する情報の提供)
第十一条の三(略)	第十一条の三 (略)
一善主要な預金又は定期積金(以下「預金等」という。)の金利の明示	での掲示(以下「預金等」という。)の金利の店頭(主要な預金又は定期積金(以下「預金等」という。)の金利の店頭
二 取り扱う預金等に係る手数料の明示	で取り扱う預金等に係る手数料)の一覧表の掲示又は備置き二の事務所内への手数料(無人の事務所にあつては、当該無人の事務所
三~六(略)	三个六(略)
(金銭債権等と預金等との誤認防止)	(金銭債権等と預金等との誤認防止)
第十一条の四(金庫は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法	第十一条の四(金庫は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、顧客の知識
に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面	、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切
の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説	な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければな
明を行わなければならない。	らない。
	(略)
2 · 3 (略)	2 · 3 (略)
	(新設)
供する機器を利用してその業務を営む場合には、顧客が当該金庫と他の	

者を誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない

(内部規則等)

第十一条の六 金庫は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識第十一条の六 金庫は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識に対するない。

(内部規則等)

等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な可適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切なが財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の適切な第十一条の六 金庫は、その営む業務の内容に応じ、顧客の知識、経験及

ない。

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する省令(平成五年大(蔵)省令第一号)

	4 :
改正案	
(貯金者等への情報の提供)	(貯金者等への情報の提供)
第七条の四 (略)	第七条の四 (略)
主要な貯金等(貯金又は定期積金をいう。以下同じ。)の金利の明	- 主要な貯金等(貯金又は定期積金をいう。以下同じ。)の金利の店
示	可へつ手女斗へ無人つ事务がころっては、一小
二 取り扱う貯金等に係る手数料の明示	で取り扱う貯金等に係る手数料)の一覧表の掲示又は備置き二年の場所内への手数料(無人の事務所にあっては、当該無人の事務所
三个六(略)	三个六(略)
(金銭債権等と貯金等との誤認防止)	(金銭債権等と貯金等との誤認防止)
第七条の五 組合等は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法	第七条の五(組合等は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、利用者の知
に応じ、利用者の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、利用者に対し、	識、経験及び財産の状況を踏まえ、利用者に対し、書面の交付その他の
書面の交付その他の適切な方法により、貯金等との誤認を防止するため	適切な方法により、貯金等との誤認を防止するための説明を行わなけれ
の説明を行わなければならない。	ばならない。
(略)	・ (略)
2~4 (略)	2~4 (略)
(組合等と他の者との誤認防止)	
第七条の六の二 組合等は、電気通信回線に接続している情報処理の用に	(新設)
供する機器を利用してその業務を営む場合には、顧客が当該組合等と他	

____ の者を誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならな

ιį

(内部規則等)

(内部規則等)

第七条の七 組合等は、法第十条第一項第一号及び第二号並びに第六項か第七条の十分な体制を整備しなければならない。 るための十分な体制を整備しなければならない。

漁業協同組合等の信用事業に関する省令(平成五年 大)蔵(省令第二号)

改正案	現
(貯金者等に対する情報の提供)	(貯金者等に対する情報の提供)
第三条の三 (略)	第三条の三 (略)
主要な貯金等(貯金又は定期積金をいう。以下同じ。)の金利の明	主要な貯金等(貯金又は定期積金をいう。以下同じ。)の金利の店
示	頭での掲示
二 取り扱う貯金等に係る手数料の明示	事務所内への手数料(無人の事務所にあっては、当該無人の事務所
	で取り扱う貯金等に係る手数料)の一覧表の掲示又は備置き
三~六(略)	三个六(略)
(組合又は連合会と他の者との誤認防止)	
第三条の四の二 組合又は連合会は、電気通信回線に接続している情報処	(新設)
理の用に供する機器を利用してその業務を営む場合には、顧客が当該組	
合又は当該連合会と他の者を誤認することを防止するための適切な措置	
を講じなければならない。	
(内部規則等)	(内部規則等)
¥	組合▽
場合を含む。)に規定する信用事業をいう。)の内容及び方法に応じ、九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する	場合を含む。)に規定する信用事業をいう。)の内容に応じ、利用者の九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する
利用者の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の利用者に対	知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の利用者に対する説明

ればならない。

内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなけいう。)を定めるとともに、職員に対する研修体制の整備その他の当該明を含む。)に関する内部規則等(内部規則その他これに準ずるものを明を含む。)に関する内部規則等(内部規則その他これに準ずるものをする説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書

等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければなら。)に関する内部規則等(内部規則その他これに準ずるものをいう。)その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明を含むその他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付

ない。

保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)

(保険会社と他の者との誤認防止) (保険会社と他の者との誤認防止) (保険会社と他の者との誤認防止) (保険会社と他の者との誤認防止) (保険会社と他の者との誤認防止)	2・3 (略) 現 行 (金銭債権等と保険契約との誤認を防止するための説明を行わなの適切な方法により、保険契約との誤認を防止するための説明を行わなければならない。 コータ 四 (略) 現 (・ 金銭債権等と保険契約との誤認防止) 行 (・ 金銭債権等と保険契約との誤認防止) 行
第五十三条の三の二(保険会社は、電気通信回線に接続している情報処理(保険会社と他の者との誤認防止)	(新設)
ばならない。会社と他の者を誤認することを防止するための適切な措置を講じなけれ会社と他の者を誤認することを防止するための適切な措置を講じなけれる用に供する機器を利用してその業務を営む場合には、顧客が当該保険	
客への説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧の規定に基づく業務を営む場合においては、これらの業務の内容及び方の規定に基 保険会社は、法第九十七条、第九十八条又は第九十九条(社内規則等)	明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客への説の規定に基づく業務を営む場合においては、これらの業務の内容に応じ第五十三条の七 保険会社は、法第九十七条、第九十八条又は第九十九条(社内規則等)

	らない。
づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。	則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければな
)を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基	をいう。)を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規
む。)に関する社内規則等(社内規則その他これに準ずるものをいう。	説明を含む。)に関する社内規則等(社内規則その他これに準ずるもの
付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明を含	書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの

証券会社の行為規制等に関する命令(昭和四十年大蔵省令第六十号)

改正案	現
(業務の状況につき是正を加えることが必要な場合)	(業務の状況につき是正を加えることが必要な場合)
第十条 (略)	第十条 (略)
四 (略)	-四 (略)
五 証券会社が、電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機	(新設)
器を利用してその業務を営む場合において、顧客が当該証券会社と他	
の者を誤認することを防止するための適切な措置を講じていないと認	
められる状況	
(弊害防止措置)	(弊害防止措置)
第十二条 (略)	第十二条 (略)
一~八 (略)	一~八 (略)
九 証券会社が、その親銀行等又は子銀行等と別の法人であることの開	九(証券会社が、その親銀行等又は子銀行等と別の法人であることの開)
示をせず、同一の法人であると顧客を誤認させるような業務(電気通	示をせず、同一の法人であると顧客を誤認させるような業務の運営を
信回線に接続している情報処理の用に供する機器を利用して営む業務	行うこと。
を除く。)の運営を行うこと。	
十(略)	十(略)